

おおふな

2024年7月25日 No.50

発行者:小林 洋一 編集:情宣部

J R 東 労 組

大 船 支 部

労働組合への支配介入行為は 法律違反（犯罪）です。

「労働組合に所属していると昇進できない」や「将来のことを考えろ」とか、

団結権を否定されたことはありませんか？

これらの圧力は**不当労働行為**と言われ、立派な法律違反で犯罪です。

身の回りで上司や管理者からそんなことは言われていませんか？

労働三権(日本国憲法第 28 条)

(1)団結権

労働者が、雇う側と対等な立場で話し合うために、労働組合をつくる権利。また、組合に加入できる権利。

(2)団体交渉権

労働組合が、雇う側と労働条件などを交渉し、文書などで約束を交わすことができる権利。

(3)団体行動権

労働条件改善のため、仕事をしないで団体に抗議する権利。いわゆるストライキ権。

労働三法

(1)労働基準法

労働時間や賃金の支払い、休日など、労働条件の最低基準を定めた法律

(2)労働組合法

労働組合をつくり、会社と話し合いができることなどを保障した法律

(3)労働関係調整法

労働者と雇う側で争いごとが生じる争いごとの予防、また、当事者同士の話し合いでは解決が難しい場合、外部の組織が間に入り、解決するための手続きを定めた法律。

これらの法律は、何も日本だけの話ではありません。労働者を守る法律や憲法は世界的にも存在します。

法律で決まっている5つの不当労働行為として

- (1)団体交渉拒否
- (2)不利益取り扱い
- (3)支配介入
- (4)経費援助
- (5)黄犬契約

があります。

- 労働組合への加入の有無や、組合活動への参加の有無を尋ねるアンケート調査を実施すること
- 組合員に対して、「組合に加入していると昇進は難しい」などと述べて圧力をかけること

これらは、不当労働行為でありコンプライアンス違反です！